

# 民有地における介護老人保健施設の設置運営法人の決定の取扱いに係る再審査について

## 1 概要

### (1) 事業計画の内容

事業計画地：川崎市麻生区片平字富士塚1848番地1ほか

提案事業：介護老人保健施設100床（多床室64床、個室36床）

短期入所療養介護（空床型）

通所リハビリテーション

開設時期：当初は令和7年4月開設予定としていたが、開発予定区域の調整に相当の期間を要した等により、令和10年3月開設の予定。

### (2) 設置運営法人等の概要

名称：医療法人 杏林会

所在地：東京都目黒区中央町2丁目5番12号

主な業務内容：介護老人保健施設、病院、居宅介護支援事業所

## 2 選定の経緯

令和4年 9月 募集開始

令和4年12月 募集締切

令和5年 3月 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会にて審査を行った結果、上記医療法人を設置運営法人として選定した。

## 3 再審査の経緯

令和7年 2月 設置運営法人が運営する病院で令和5年3月に発生した殺人事件に関して、法人の理事長（当時）らが、殺人事件の犯人隠避の容疑で逮捕された。

令和7年 9月 青森県が、設置運営法人に対し、医療法に基づく行政処分を行った。

令和7年12月 逮捕された前理事長の有罪が確定した。

上記については、募集要項5(4)⑯に定める「コンプライアンスに関する申告事項」に該当することから、同要項10(6)に基づき、設置運営法人の決定の取扱いに係る再審査を行うことが必要であると判断したものの。

## 4 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢施設整備選定部会委員

- ・大原 一興（横浜国立大学 名誉教授）
- ・峯尾 武巳（NPO法人介護の会まつなみ 理事長）
- ・尾石 恵美子（川崎市介護支援専門員連絡会 役員）
- ・堀越 ひろみ（公益社団法人長寿社会文化協会第三者評価事業部 調査評価員）
- ・新井 努（新井公認会計士事務所 公認会計士）
- ・大村 珠代（神奈川県弁護士会川崎支部 弁護士） ※臨時委員

## 5 再審査の結果

川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会における再審査の結果、医療法人杏林会は、次表のとおり、基準点（満点（加点による得点を除く。）の60％）に達していないものとする。

（本件再審査に係る基準点：1,080点）

	評価項目	医療法人 杏林会
書類 審査	基本方針が適切であること	44
	サービス内容に応じた空間構成が適切であること	54
	指定事業の運営が適切であること	40
	職員体制が適切であること	77
	利用者の健康管理及び感染症予防等の衛生管理が適切であること	32
	危機管理・安全管理が適切であること	29
	地域の福祉サービス拠点としての考え方が適切であること	60
	情報公開と個人情報の保護、コンプライアンスの考え方が適切であること	8
	収支計画が適切であること	82
	法人の運営状況が安定していること	90
	事業実績が適切であること	39
面接 審査	応募の動機が認められること	39
	強い意欲と積極的な姿勢が感じられること	33
	入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うことが感じられること	74
	職場環境向上の取組が適切であること	33
	地域住民や福祉人材等との連携（地域還元を含む）に対する考え方が適正であること	39
	提出書類から得られた内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること	9
小 計		782
加 点	整備地について、地域バランスを配慮した提案である場合は加点	0
	地域交流スペースを設置する場合は加点	0
	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を設置する場合は 加点	0
得 点 合 計		782

## 6 設置運営法人の決定の取扱いについて

公的介護施設等設置・運営法人選考に係る選定基準において、書類審査及び面接審査の得点合計が基準点に満たない場合は、失格とする旨を規定していることから、再審査の結果を踏まえ、本件設置運営法人の決定を取消とする。